

5. 日帰り旅行商品

(1)販売補助金対象となる日帰り旅行商品については、全国旅行支援統一窓口における審査基準に基づき、要件を満たした日帰り旅行商品が対象となります。詳細は「全国旅行支援統一窓口」取扱マニュアル<旅行事業者用Ver.3.0.0> P29 6.日帰り旅行商品を参照下さい。

(2)宮城県への日帰り旅行商品は販売補助金（上限1人3,000円）と地域クーポン配布を取り扱います。「販売補助金」と「地域限定クーポン」は一体となります。（どちらかみの補助はできません。）

(3)対象期間：令和5年1月10日（火）～令和5年7月21日（金）旅行分
 *令和5年4月29日（土）～令和5年5月7日（日）は支援対象外となります。

(4)申請方法等

<p>申請方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年1月6日以降に募集を開始したツアー・最終確定した受注型企画・手配旅行が補助の対象です。また延長期間分（令和5年4月1日～7月21日）は、令和5年3月20日以降に募集を開始、最終確定したツアーが対象となります。 ●「みやぎ宿泊割キャンペーン」日帰り旅行商品申請書 統一窓口 事業者登録とは別に、「みやぎ宿泊割キャンペーン」事務局へ申請が必要です ●行程表（募集パンフレット・最終日程表等）
<p>申請単位</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●支店・営業所単位で申請
<p>添乗員の有無 審査基準</p>	<p>添乗員が付かない場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人確認、ワクチン接種歴や検査結果の確認は、旅行事業者が行うこと ●統一窓口「取扱マニュアル<旅行事業者用Ver.3.0.0>」P29～P34、3統一窓口における審査基準、4旅行会社の責務及びみやぎ宿泊割キャンペーン取扱いマニュアル P 22～P23 3) ワクチン・検査パッケージ等を参照下さい。
<p>地域限定クーポン付与 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●電子クーポンとなります。従来の紙クーポンは一切使用しません。 ●STAYNAVI電子クーポンマニュアル<旅行会社用Ver.1.4>P6日帰り旅行の地域クーポンの発行と配布に関する注意事項を参照下さい。 ●地域クーポンの配布前にコピーをお願いします。（当日取消により残存地域クーポンが発生する場合、その地域クーポンを報告いただく必要があるため） ●地域限定クーポン使用期間：旅行日から令和5年7月22日（土）まで。
<p>申請条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●統一窓口「取扱マニュアル<旅行事業者用Ver.3.0.0>」P29～30統一窓口の審査基準 6.日帰り旅行商品の記載基準を満たしていること。
<p>申請書/実施報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●別表参照 P.6（旅行実施報告書兼用*旅行終了後ご報告をお願いします） ●当日取消等があり残存地域クーポン（システムでの取消処理が不可のクーポン）が発生する場合は残存部分が印字されたページ全面（管理番号とクーポン番号が認識できること）を報告書とあわせてFAXまたはメールでご報告をお願いします。

地域限定クーポン 発行(登録)例

●地域限定クーポンは複数人数分をまとめて発行すると、当日一部キャンセルなどがあった場合発行したクーポン全て差し替えが必要となり、現場での対応が困難と思われれます。マニュアルでは一人1枚の地域クーポンの登録が必須となっていますが旅行形態により地域クーポンの発行(登録)例をお示しますので参考にしてください。

1. 大型団体の場合(100名の場合)

90名(一括登録/発行)+10名(1名ごとの登録/発行)

*この例では最終人員90名以上まで残存地域クーポンが発生しません。10名以下の取消は1名ごと発行の地域クーポンを取消処理。

2. 中型団体の場合(30名の場合)

25名(一括登録/発行)+5名(1名ごとの登録/発行)

*この例では最終人員25名以上まで残存地域クーポンが発生しません。5名以下の取消は1名ごと発行の地域クーポンを取消処理。

3. 募集型企画旅行場合

参加グループごとの登録または可能な限り1名ずつの登録(発行)をお勧めします。

*地域クーポンにお名前(代表者)が記載されます。

●可能な限り残存地域クーポンが発生しないように発行して下さい。当日取消等があり残存地域クーポン(システムでの取消処理が不可のクーポン)が発生する場合は残存部分が印字されたページ全面(管理番号とクーポン番号が認識できること)を報告書とあわせてFAXまたはメールでご報告をお願いします。

- ※1 「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」を遵守し感染拡大防止に取り組みます。
- ※2 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱(平成30年6月25日観観振第26号)、統一窓口基本ルール、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)及び宿泊・観光需要創出事業宿泊代金・クーポン券補助金交付要綱、みやぎ宿泊割キャンペーン【全国旅行支援版】取り扱いマニュアルに従い、本キャンペーンによる割引を実施します。

みやぎ宿泊割キャンペーン事務局 宛

「みやぎ宿泊割キャンペーン」日帰り旅行商品申請書

下記の日帰り旅行について、「みやぎ宿泊割キャンペーン」の適用を申請します。

登録事業者名 (統一窓口の登録名)	事業者コード()
事業者名 (支店名・営業所名)	
旅行業登録番号	
代表者名	
ご担当者名	
所在地	〒
電話番号/FAX番号	/
団体名(ツアー名)	
契約種別	募集型企画旅行 受注型企画旅行 手配旅行
出発日/人数	
旅行日程	※日程表を別途添付してください

前ページの※1・2の項目について、同意します。

(チェックがない場合は、本事業の対象となりませんので、ご注意ください。)

旅行事業者 御中

- () 上記申請受付完了しました。
- () 申請内容を精査中です。あらためてご連絡します。
- () 基準に適合しませんので否認となります。

みやぎ事務局/ 月 日

日帰り旅行商品実施報告書

みやぎ宿泊割事務局 宛て

残存取消クーポン(旅行事業者でシステムでの取消処理が不可のクーポン)が発生した場合は、残存部分が印字されたページ全部(管理番号とクーポン番号が認識できる状態)をFAXまたはメールにて報告をお願いします。

最終人数/発行地域クーポン総額/取消地域クーポン総額

/ /

FAX又はメールにて、下記事務局宛に送付下さい。

みやぎ宿泊割キャンペーン事務局

FAX: 022-797-9505

メールアドレス: miyagi-coupon2@04.tripwari.jp